



王塚装飾古墳館のマスコットキャラクター 未来ちゃん

未来ちゃん情報局

お知らせ

◆ 保険環境課 医療介護保険係

後期高齢者医療制度に加入している皆さまへ

新しい保険料率が決まりました！

【平成 26 年度および平成 27 年度の保険料率】

後期高齢者医療制度の保険料は、2年ごとに改定されます。

	平成 24・25 年度	平成 26・27 年度	増 減
均等割額	55,045 円	56,584 円	1,539 円増
所得割率	10.88%	11.47%	0.59 ポイント増
賦課限度額	55 万円	57 万円	2 万円増



【保険料額の算出方法】

個人ごとの保険料は、加入者全員が同じ金額を負担する「均等割額」と、個人ごとの総所得金額等に応じて負担する「所得割額」との合計になります。

$$\text{保険料額 (年額)} = \text{均等割額 } 56,584 \text{ 円} + \text{所得割額 (総所得金額等} - 33 \text{ 万円)} \times 11.47\%$$

【平成 26 年度の保険料軽減措置】

○世帯の所得額などに応じて、均等割額が軽減されます。

均等割額の軽減割合	軽減後の均等割額 (年額)	軽減の基準 (同一世帯内の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額の合計額で判定)
9割軽減	5,658 円	「33 万円以下」かつ 「被保険者全員が年金収入 80 万円以下で、その他の所得がない」
8.5 割軽減	8,487 円	33 万円以下
5 割軽減	28,292 円	「33 万円 + 24 万 5 千円 × 被保険者数」以下
2 割軽減	45,267 円	「33 万円 + 45 万円 × 被保険者数」以下

○所得の低い人については、所得割額が軽減されます。

所得割額の軽減割合	軽減の基準
5 割軽減	総所得金額等が 91 万円以下 ※公的年金のみの場合は、その収入が 211 万円以下

○後期高齢者医療制度に加入する前日まで社会保険等（※）の被扶養者であった人は、均等割額が 9 割軽減（軽減後保険料年額 5,658 円）されます。

※国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。

【保険料額の通知】

保険料額の決定通知は、7月に送付予定です。



申込・問合せ先

保険環境課 医療介護保険係 ☎65・1097

後期高齢者医療お問い合わせセンター ☎092・651・3111